

## 電気通信番号規則の制定案等に対する意見募集

- 意見募集期間：平成31年1月26日(土)から同年2月25日(月)まで
- 意見提出件数：8件（内訳：法人5件／個人3件）
- 意見提出者：

No.	意見提出者（意見提出順、敬称略）
1	東日本電信電話株式会社
2	西日本電信電話株式会社
3	Microsoft Corporation
4	株式会社NTTドコモ
5	KDDI株式会社
—	個人（3件）

## 電気通信番号規則の制定案等に対する意見及びそれに対する考え方

### (1) 全般について

意 見	考 え 方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-1 今回の制度整備の趣旨を踏まえ、利用者利便の確保を図るべく、番号の効率的な使用に努め、サービスの円滑な提供に取り組んでいく。	考え方 1	無
<p>今回の電気通信番号に関する制度見直しは、電気通信番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して電気通信事業者に適正に電気通信番号を割り当てるための制度として整備されたものと認識しております。当社は、今回の制度整備の趣旨を踏まえ、利用者利便の確保を図るべく、これまでと同様に番号の効率的な使用に努め、その番号を用いたサービスの円滑な提供に取り組んでいく考えです。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社】【西日本電信電話株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
意見 1-2 本改正案は、固定電話番号の使用について、品質や信頼性を維持しながらも、新しいサービスの創出を促進する指針となるものとする。		
<p>弊社は、総務省の電気通信番号政策委員会等において新技術による0AB-J番号利用の形態について議論していただいたことに深く感謝申し上げます。</p> <p>本省令等改正案は、これまでの議論を踏まえ、品質や信頼性を維持しながらも、技術革新等による新しいサービスの創出を促進する指針となるものと考えております。</p> <p style="text-align: center;">【Microsoft Corporation】</p>		

## (2) 電気通信番号計画案について

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-1 PSTNのIP網への移行、固定電話番号に係る双方向番号ポータビリティ等については、関係事業者間で、利用者利便の確保を図りながら、円滑な移行に向けた取組を進めている。総務省においては、今後とも、関係事業者間の協議状況等を注視し、利用者利便の確保に支障が生じることのないよう、柔軟な制度の運用をお願いしたい。</p>	<p>考え方2</p>	
<p>今後、導入が予定されている「PSTNマイグレーション」・「固定電話の双方向番号ポータビリティ」等の新たな仕組みに対し、当社を含む関係事業者間で、利用者利便の確保を図りながら、円滑なサービス移行・提供に向けて引き続き取り組んでまいります。</p> <p>その際、これまでの取り組みと同様に、貴省とも連携させていただき考えですが、貴省においては、今後とも、関係事業者間の協議状況や市場環境の変化を注視していただき、事業者の効率的な事業運営等による利用者利便の確保に支障が生じることのないよう、柔軟な制度の運用をお願いしたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社】【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>本改正案は、「固定電話網の円滑な移行の在り方」（平成29年3月28日及び同年9月27日 情報通信審議会答申）を踏まえ、固定電話番号及び携帯電話番号においてIP-IP接続に対応したENUM方式による網間信号接続を実施すること、及び固定電話番号の双方向番号ポータビリティを可能とすることを規定するものです。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-2 PSTNのIP網への移行及び固定電話番号に係る双方向番号ポータビリティの実現については、関係事業者間で協議を進め、課題解決に取り組んでいる。総務省や関係審議会においては、進捗状況を注視するとともに、柔軟な制度の運用を希望する。</p>	<p>今後、総務省においては、事業者間の協議状況を十分注視しつつ、当該規定を適切に運用するとともに、固定電話番号及び携帯電話番号以外の電気通信番号に関する取扱いも含め、PSTNのIP網への移行の段階に応じ、必要な規定の整備を行っていくことが適当です。</p>	
<p>「固定電話網の円滑な移行の在り方（二次答申）」に示されたとおり、IP網への移行（ENUM方式を利用したIP相互接続への移行等）及び固定電話番号の双方向ポータビリティの導入は2025年初頭の実現を予定しています。</p> <p>弊社を含む関係事業者は「PSTNマイグレーション意識合せの場」にて必要な事項に関する協議を精力的に進めており、その時期までに実現すべく積極的に課題の解決に取り組んでいるところです。</p> <p>該当箇所の「平成37年1月末までに」という時期は、これらの答申や関係事業者の取組みを反映していただいた期日と理解しています。</p> <p>また、固定電話番号の双方向ポータビリティは、実現方式の関係から固定電話番号以外の事業者も含めて全てがENUM方式を利用したIP相互接続への移行を完了する必要があることも充分認識しております。</p> <p>固定電話番号の指定を受けている事業者は現在約20社あり、その他の電気通信番号の</p>		

<p>指定を受けている事業者を含めると、IPへの移行に関係するのはおそらく30社程度になると考えられます。これら全ての事業者が多様な電話サービスを維持しつつ規模の大小に係らず足並みを揃えて一斉にIP相互接続へ移行することは我が国通信史上初の試みであり、大変意義深いものと考えております。</p> <p>こうした前例の無い挑戦では様々な問題が生じ、解決に困難が伴うこともあると思いますが、一部事業者に悪い影響を与え、利用者の利便性を損なわないよう留意して進める必要があると考えます。</p> <p>総務省殿及び関係する審議会におかれましても進捗状況を注視していただき、都度適切なお判断や柔軟な制度の運用をいただきたく、希望します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見2-3 全ての網間信号接続の対象事業者と、IPを使用して直接接続できるよう、引き続き取り組む。総務省においては、関係事業者間の連携状況を踏まえ、利用者利便の確保に支障が生じることのないよう、制度の運用をお願いしたい。</p>		
<p>対象箇所：第3の表 音声伝送携帯電話番号の項 電気通信番号の使用に関する条件の欄 第3の3</p> <p>「全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続」を実施できるよう引き続き取り組んでまいります。貴省においては、実施に向けた関係事業者間の連携状況をご配慮頂き、利用者利便の確保に支障が生じることのないよう、制度の運用をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p>意見3 固定電話番号を使用した電話転送役務について、これを卸電気通信役務として提供する場合には、最終利用者の本人特定事項、活動の拠点等の確認は、当該卸電気通信役務の提供先（卸先事業者）が直接実施すると認識している。</p> <p>引き続き、番号指定事業者や卸電気通信事業者に対する管理・監督を希望する。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>対象箇所：第3の表 固定電話番号の項 電気通信番号の使用に関する条件の欄 第4</p> <p>該当箇所にて、固定電話番号を使用した電話転送役務の提供の際、最終利用者への確認事項（本人特定事項・活動拠点等）を規定いただいています。</p> <p>固定電話番号を使用した電話転送役務を卸提供し、その卸先電気通信事業者が最終利用者に対して契約締結された場合、最終利用者への確認事項（本人特定事項・活動拠点等）は卸先電気通信事業者が直接実施すると認識しています。引き続き、番号指定事業者や卸</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、御意見のとおり、最終利用者の本人特定事項、活動の拠点等の確認については、原則として当該最終利用者と契約を締結する電気通信事業者が直接実施することとなります。</p> <p>また、当該確認の義務は、固定電話番号を</p>	<p>無</p>

<p>電気通信事業者に対して、管理・監督いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>使用して電話転送役務を提供する全ての電気通信事業者に課せられるものであり、総務省において電気通信番号使用計画の認定を通じて管理・監督を行うこととなります。</p> <p>固定電話番号を使用して電話転送役務を提供する電気通信事業者が卸電気通信役務の提供を行う場合には、当該卸電気通信役務の提供先（卸先事業者）に、当該確認の義務を履行させるよう、管理・監督を行うことが求められます。</p>	
<p>意見4 転送電話サービスは、法人等（法人格を有しない個人事業主を含む。）において、様々な事情を有する従業員の多様な働き方を実現する一助になる等、社会的に有用な側面のあるサービスである。</p> <p>固定電話番号を使用した電話転送役務における本人確認について、今般の法改正の趣旨に逸脱しない範囲において、法人等の利用者にとって過度な負担とならないよう、可能な限り柔軟な運用を認めていただきたい。</p>	<p>考え方4</p>	
<p><u>対象箇所：別表第4</u></p> <p>今般の電気通信番号規則等における転送電話サービスに関する改正は、固定電話番号の識別性、社会的信頼性及び適正な使用を確保するとともに、一般利用者（消費者）の保護を図る上で、大変意義深いものと認識しております。</p> <p>本来、法人等（法人格を有しない個人事業主を含みます。）が転送電話サービスを活用する状況として、例えば、以下が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業や出張等で外出中の従業員がその外出先でも会社の固定電話番号（代表番号や部署の直通番号）を使用して発着信することができるようになることで急を要する当該法人等の顧客のニーズに迅速に対応できるようになること</li> <li>・あるいは子育て・介護をする必要のある従業員や、通勤が負担となる障がいのある従業員、通勤時間が長時間となる地方在住等の従業員等が自宅に居ながら会社の固定電話番号を使用して発着信することができるようになること</li> </ul> <p>様々な事情を有する従業員の多様な働き方を実現する一助になる等、社会的に有用な側面のあるサービスであると認識しております。従って、固定電話番号の識別性、社会的信頼性及び適正な使用を確保するとともに、一般利用者（消費者）の保護を図るという今般の法改正の趣旨に逸脱しない範囲においては、法人等の利用者にとって過度な負担となら</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、固定電話番号を使用した電話転送役務については、電気通信番号計画において、本人確認を含む電気通信事業者が満たすべき条件が示されており、原則として電気通信事業者からの電気通信番号使用計画を総務省において個別に審査・認定することとされています。</p> <p>総務省においては、固定電話番号の識別性、社会的信頼性及び適正な使用を確保するとともに、最終利用者（消費者）の保護を図る観点から、制度を適切に運用することが適当です。また、電気通信事業者から示された具体的な手法を個別に審査・認定する際には、今般参考とした犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22</p>	<p>無</p>

<p>ないよう、可能な限り柔軟な運用を認めていただきたいと思います。</p> <p>具体的には、転送電話サービスの既存の契約者（法人等）においてその従業員がテレワーク等を行うことになったり、あるいは拠点追加や定期的な人事異動等があり、転送電話サービスの追加申し込みを行う場合に、毎回、同じ書面等（その法人等の登記事項証明書等）を提示等せずに済むよう、例えば、契約者（法人等）の申込担当者と面識がある場合や契約者にしか知り得ない情報（暗証番号、パスワード、お客様番号等）の申告を受けることができたような場合には、電気通信番号計画別表第4第6項に定める書類の再提示等は不要とする等の特定事項確認に係る緩和措置を設けていただきたいと思います。</p> <p>（ご参考 犯罪収益移転防止法施行規則第16条第2項）</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>号）の運用も踏まえることが適当です。</p>	
<p>意見5 転送電話サービスは、時代遅れで、廃止する事が望ましい。付加価値の低い「テレワーク（在宅勤務）」を維持する意味と価値が無い。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>「固定電話番号サービスを利用する転送電話サービス」等では、「テレワーク（在宅勤務）」を基準とした機能と、思いますので、転送電話サービスは、時代遅れなので、廃止する事が望ましいと、私し個人は考えます。具体的には、「情報技術（IT）」の分野では、「IP（インターネットプロトコル）」での「5G（第5世代）」における構造の「3GPP（GSM方式及びW-CDMA方式）」に対し、ITネットワークの導入が、支流と成りますので、「衛星通信回線（サテライトシステム）」での転送の機能に切り替える事で、付加価値が高く成る構造と、私は考えます。要約すると、「固定電話番号サービスを利用する転送電話サービス」は、財政コストで維持する事に対し、意味と価値が無いです。要するに、「人工知能（AI）」の分野では、「API（アプリケーションプログラミングインターフェイス）」でのエッジコンピューティングを導入したAIネットワークが融合され、クラウドコンピューティングの「ビッグデータ（BD）」が、主流に成ると、私は考えます。付加価値の低い「テレワーク（在宅勤務）」を財政コストで、維持する意味と価値が無いです。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>固定電話番号を使用する電話転送役務に関する条件については、「固定電話番号を利用する転送電話サービスのあり方」（平成30年9月19日 情報通信審議会答申）を踏まえて規定するものです。</p> <p>同答申において、転送電話は、法人の職員が営業・出張・テレワークにおいて電話をかける場合などにニーズがあり、このようなサービスをうまく活用することで「働き方改革」にも寄与することができ、利用者利便に資するものとされています。</p>	<p>無</p>

### (3) 標準電気通信番号使用計画案について

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見6 同名の法人等が複数存在した場合に生じる問題を回避するため、標準電気通信番号使用計画案の各様式に法人番号の記入欄を設けるべき。	考え方6	
<p>標準電気通信番号使用計画案の各様式（別表第1（第2の1関係）及び別表第2（第2の2関係））について、法人番号の記入欄が無いように思われたが、記入欄を設けておくのが望ましいはずであるので（ここでの事業者取り違えなどがあると問題であるし。世の中には「アーク」という名称の会社が数多く（400以上）あるのであるが、その様な同名の法人等が数多くある事業者（あるいはそれを偽ったりする者や、同名である事にかこつけて事業者や行政に絡んでヒューマンエラーを起こそうと企図する者など。）が電気通信事業者等として複数存在した場合に問題ある事態が起こらないとも限らないので、付しておくべきであると考え。）、法人番号の記入欄を設けるべきと思われた。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>標準電気通信番号使用計画案の様式（別表第1及び別表第2）は、制度施行後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第50条の2第3項の規定により認定を受けたものとみなされることを希望する電気通信事業者が、電気通信番号使用計画を作成する際のひな形となるものです。</p> <p>当該電気通信番号使用計画は、該当する電気通信事業者において作成し、適切に運用されることを求めるものですが、総務大臣へ届出等を行うことまでは求めていません。このため、標準電気通信番号使用計画案の様式では、法人番号の記入欄を設けていないものです。</p> <p>なお、同法第50条の2第1項の規定により電気通信番号使用計画の認定を受けるために総務大臣への申請を行う場合の様式（電気通信番号規則案の様式第1）及び電気通信番号を使用する電気通信事業者に対して毎年度の報告を求める様式（総務省において今般改正する電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）の様式）には法人番号の記入欄が設けられており、御意見にある同名の法人等が存在する場合にも特定が可能なものとされています。</p>	無

## 【諮問対象外】

### (4) その他

意 見	考 え 方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見7 平成16年総務省令第44号※附則第4条第2項第3号を改正すべき。 ※電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令	考え方7	
平成16年総務省令第44号の附則第4条第2項第3号の「電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて」を「電気通信番号規則（平成 年総務省令第号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して」に改正するべきだと思います。 <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	総務省において、御意見のとおり修正することが適当です。 なお、該当省令については、電気通信番号規則の廃止及び制定に伴い当然必要とされる規定の整理に該当することから、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号の規定に基づき意見募集を実施しておりません。	有